

認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告

平成20年12月
北海道帯広市

I. ポイント

○計画期間;平成19年8月～平成24年3月(4年8ヶ月)

(1) 概況

来街者の増と交流による中心市街地の活性化を目的に、平成18年度から取り組まれている「帯広まちなか歩行者天国」などの中心市街地活性化ソフト事業によって、休日歩行者通行量の増加傾向は続いており、中心市街地商店街への回遊も期待されているところであるが、基本計画事業の具体的な取り組みは平成20年度以降となっていることもあり、中心市街地10商店街の空き店舗は増加しているなど、活性化の効果は、まだ現れていない状況である。

開広団地における市街地再開発事業に向けては、平成19年2月に地権者による再開発準備会が設立され、平成21年度の事業計画策定、基本設計に向けた検討が進んでいるほか、西1・7西地区優良建築物等整備事業は、実施年度を変更して取り組みが進められているが、全市人口(平成20年9月末)は平成18年に比較して2,226人1.3%減少し、中心市街地の居住者数も同様に25人0.9%減少となっている。

街なか居住の整備事業の具体的な取り組みは、平成21年度以降の着手予定となっていることから、今後の共同住宅整備事業の推進による波及効果を期待するところである。

平成19年度地方再生モデルプロジェクト「アーケード再生による冬のにぎわい創出プロジェクト」の取り組みによって、基本計画事業を前倒して実施した実証実験の結果等を踏まえて、今後も積極的な事業実施に向けた取り組みを推進するとともに、中心市街地での空きビルや低未利用地などにおいて、新たな活性化事業や賑わいづくりを目指すソフト事業等が具体化した段階には、必要に応じて基本計画への追加も含めて検討を進めていくこととする。

(2) 目標達成の見通し

目標	目標指標	基準値 (年)	目標値 (H23fy)	最新値 (H20fy)	見通し
街なか居住の促進による、居住人口の増を図り地域コミュニティ再生	街なか居住者数	2,892人 (H18)	3,650人	2,867人	⑤
大型空き店舗再生、商店街の魅力的空間づくりによる、賑わい創出、来街者・歩行者の増	歩行者通行量	14,367人 (H18)	19,000人	14,261人	⑤
芸術・文化活動の活動拠点をつなぐ機能整備による、各活動拠点施設利用者の増	活動拠点施設の利用率	72.0% (H18)	76.4%	72.7% (H19fy)	⑤

注) ①: 事業等の進捗状況が極めて順調であり、相当程度の余裕をもって目標達成可能であると見込まれる。

②: 事業等の進捗状況が概ね予定通りであり、目標達成可能と見込まれる。

③: 事業等の進捗状況が予定通りではないものの、依然として、目標達成可能と見込まれ、引き続き最大限努力していく。

④: 事業等の進捗に相当程度の支障が生じており、目標達成が困難と見込まれ、今後対策を講じる必要がある。

⑤: 事業等が実施されていないため、今回は評価対象外。

<達成状況の評価及び見通しの理由>

① 指標1「街なか居住者数」

- ・基準値（H18）を25人下回っているが、基本計画に位置づけた共同住宅整備事業の取り組みも進んでおり、民間事業者による住宅整備も見られるなど、ほぼ計画どおりの事業進捗となっていることから、今後の事業進捗による効果を期待する。

② 指標2「歩行者通行量」

- ・基準値（H18）をわずかに下回っているが、今後も街なかでの中心市街地活性化ソフト事業「帯広まちなか歩行者天国」などの実施によって、歩行者通行量の増加傾向の維持を図るとともに、今後実施予定の基本計画事業の進捗による効果を期待する。

③ 指標3「活動拠点利用率」

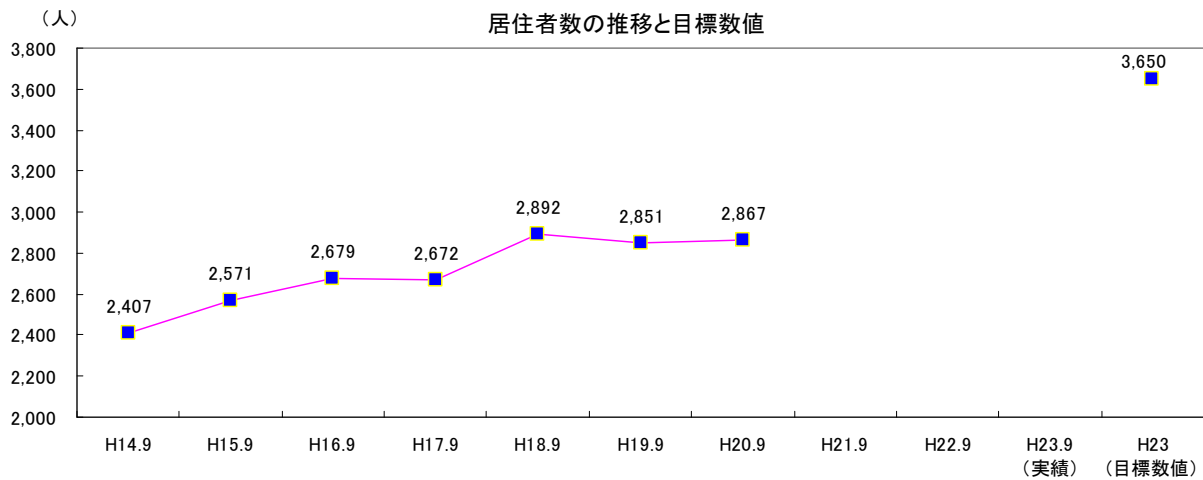
- ・計画目標に近づいているが、さらに今後の基本計画事業の進捗による効果が現れることを期待する。

(3) 今後の対応

- ・今後とも基本計画掲載事業を積極的に推進していくとともに、中心市街地での空きビルや低未利用地などにおいて活性化事業等が具体化した段階には、基本計画への追加も含めて検討を進めていくこととする。

II. 目標 1 居住環境の整備からコミュニティの再生へ「住実ゾーンの形成」

II-1-i. 数値目標の達成状況（「街なか居住者数」→目標設定の考え方基本計画 P32 参照）



年 (調査月)	H18	H19 (9月)	H20 (9月)	H21	H22	H23 (実績数値)	H23 (目標数値)
街なか居住者数(人)	2,892	2,851	2,867				3,650

II-2. 主要事業の進捗状況

- 住実ゾーンB 西1・7西地区優良建築物等整備事業 平成20年度着手予定
- 住実ゾーンA 開広団地地区市街地再開発事業 平成21年度着手予定
- 住実ゾーンB 西1・5東地区優良建築物等整備事業 平成21年度着手予定
- 住実ゾーンC 西3・14地区優良建築物等整備事業 平成22年度着手予定
- まちなか居住プラットフォーム設置事業 平成20年度着手予定

II-3. 数値目標達成の見通し

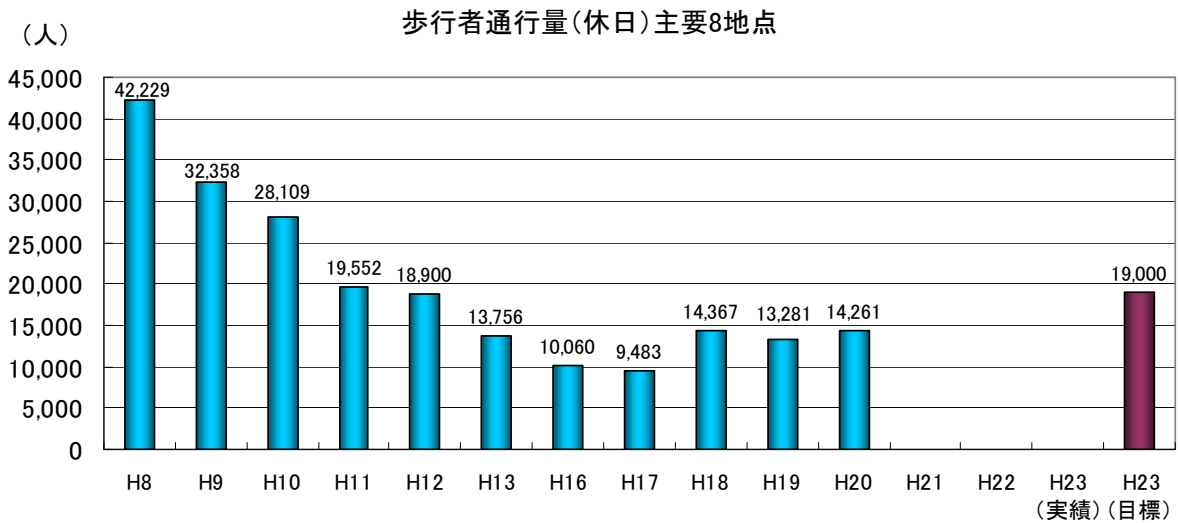
- 指標1「街なか居住者数」は、基準値(H18)を25人下回っている。
- 参考指標「中心市街地町内会加入率」は、計画目標に近づいている。
- 住実ゾーンBで計画する高齢者住宅事業は、実施年度を早めて取り組まれていること、住実ゾーンAで予定する市街地再開発事業は、再開発準備会において、平成21年度からの事業着手に向けた検討が進められていることから、居住環境の整備と併せて、街なか居住者数の増によるコミュニティ再生へと繋がることによって、数値目標の達成に近づいていくものとする。

II-4. 今後の対応について

- 開広団地地区の市街地再開発事業実施に向けた再開発準備会での協議の進捗に併せて、都市計画などとの連携・協議を図り、事業を推進することによって、開広団地の再整備に向けて取り組む。
- 住実ゾーンBの優良建築物等整備事業は、実施年度を早めて取り組まれることから、事業主体との協議を進め着実な取り組みによって、街なか居住を進める。
- 平成21年度以降に計画されている住実ゾーンB・Cにおける優良建築物等整備事業の具体化と実施に向けて、引き続き、事業主体との協議を進めながら、事業化に向けた取り組みを進める。

Ⅲ. 目標2 散歩（そぞろ歩き）を楽しめる商店街へ「買適ゾーン」の形成

Ⅲ-1. 数値目標の達成状況（「歩行者通行量」→目標設定の考え方基本計画 P36 参照）



年 (調査月)	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H16	H17	H18	H19 (7月)	H20 (6月)	H21	H22	H23 (実績 数値)	H23 (目標 数値)
歩行者 通行量 (休日)	42,229	32,358	28,109	19,552	18,900	13,756	10,060	9,483	14,367	13,281	14,261			19,000	19,000

Ⅲ-2. 主要事業の進捗状況

- ・ 大規模小売店舗立地法の特例区域設定要請 平成 19 年度着手・平成 20 年特例区域指定
- ・ 広小路商店街アーケード再生等事業 平成 21 年度着手・平成 22 年度完了予定
- ・ 広小路 “町屋居住” 演出事業 平成 21 年度着手予定
- ・ 広小路 “歴史・文化” 継承事業 平成 21 年度着手予定
- ・ 中城ふみ子が詠んだ街事業 平成 22 年度着手予定

Ⅲ-3. 数値目標達成の見通し

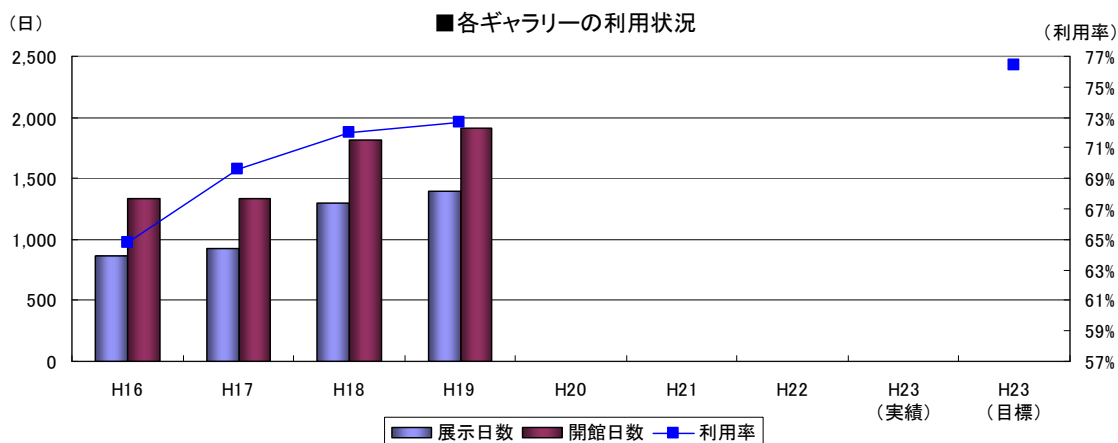
- ・ 指標2「歩行者通行量（休日）」は、基準値(H18)をわずかに下回っている。
- ・ 大型空き店舗の再生に向けて、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定を北海道知事へ要請し、平成20年4月30日に指定となった。
- ・ 広小路商店街の再整備事業に向けて、アーケード等再生の基礎調査、地方再生モデルプロジェクトによる基本計画掲載事業を前倒しする実証実験を行うなど、計画実施に向けて取り組みが進められている。
- ・ 中心市街地活性化ソフト事業（帯広まちなか歩行者天国事業等）の実施によって、歩行者通行量の増加傾向は続いており、大型空き店舗の再生および広小路商店街の再整備事業の推進により、商業・サービスの魅力向上と回遊を促進することによって、数値目標の達成に近づくものと考えます。

Ⅲ-4. 今後の対応について

- ・ 中心市街地活性化協議会においても基本計画事業の進捗管理を随時行うとともに、計画掲載事業への協力・支援を行うこととしており、小委員会を設置し随時必要な対応を行うこととしている。

IV. 目標3 文化に接する機会の提供から新たな人の流れへ「観動ゾーンの形成」

IV-1. 数値目標の達成状況（「活動拠点施設の利用率」→目標設定の考え方基本計画 P38 参照）



年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (実績 数値)	H23 (目標 数値)
活動拠点施設の 利用率	64.8	69.6	72.0	72.7					76.4

IV-2. 主要事業の進捗状況

- 市民ギャラリー整備事業 平成20年度着手 平成21年3月完成予定

IV-3. 数値目標達成の見通し

- 平成18年に図書館と市民活動交流センターが整備され、中心市街地では一般利用が可能な6施設に展示・ギャラリーの機能が整っていたが、平成19年12月にNCアートギャラリーが閉鎖となった。
- 市民ギャラリー整備事業は、暮らし・にぎわい再生事業による支援を受けて実施することとなり、基本計画の変更認定を受けて計画通りに進捗している。
- 中心市街地に点在する芸術・文化の活動拠点と連携する新たな施設の完成によって、今後、既存の公共施設や民間施設との連携・ネットワークを図ることで、活動拠点施設（ギャラリー）の利用が向上し、数値目標(利用率)の達成に近づくものと考えられる。

IV-4. 今後の対応について

- 基本計画に位置づける市民ギャラリー整備事業の推進によって、基本計画の数値目標達成に向けた取り組みを進めていくこととしている。

V. その他

「基本計画の重要事項に関する変更等」

1. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制に関する条例施行

帯広市特別用途地区内建築物の制限に関する条例（平成 19 年 11 月 30 日施行）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの

2. 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定

北海道告示第 304 号（平成 20 年 4 月 30 日）

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 36 条第 1 項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を指定した。

- 1 特例区域の名称 西 3 ・南 9 西北地区
- 2 特例区域の位置及び範囲 帯広市西 3 条南 9 丁目 1-5 及び西 4 条南 9 丁目 2-6